

訪問介護[日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス)] 重要事項説明書

令和 7年 5月 1日現在

1 事業者の概要

事業者	株式会社 鈴や商事
代表者	秋葉 勇夫
住所	埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20
電話	048-873-2711
設立年月日	昭和38年5月2日

2 事業者の事業(所)の概要

(1) 同事業所の名称等

事業所名	コスモス訪問介護センター浦和
所在地	埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20 鈴やビ3F 301
電話	048-873-3677
介護保険指定番号	訪問介護 (さいたま市 第1176519930号) 日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス)
サービス提供地域	さいたま市(緑区・浦和区を中心として)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。
運営の方針	(1) 利用者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 (2) 利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 (3) 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業の目的及び運営の方針

同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者 兼 サービス提供責任者	介護福祉士	1名(1)		1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名(1)		2名(1)
	実務者研修	名()		名()
訪問介護員	介護福祉士	2名(1)	名()	名()
	実務者研修	名()	名()	名()
	初任者研修	名()	名()	名()
事務員		名()	名()	名()
合計		名()	名()	名()

()内は男性

(4) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～ 22:00	深夜 22:00～ 6:00	備考
月～日	有	有	無	無	

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 祝日も通常通りサービスを提供しております。

(5) 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-873-3677(受付時間 8時30分～17時30分まで)

受付日 月曜から金曜(ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く)

※ ご不明な点等は、お気軽にお問い合わせください。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 …食事の介助を行います。
- ・入浴介助 …入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など行います。
- ・排泄介助 …排泄の介助、おむつ交換、トイレ誘導等を行います。

(2) 生活援助

- ・買物 …利用者の日常生活品等の買い物を行います。
- ・調理 …利用者の食事の用意を行います。
- ・掃除 …利用者の居宅の掃除や整理整頓を行います。

- ・洗濯 ……利用者の衣類等の洗濯を行います。

(3) その他サービス

- ・介護相談等

(4) 日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス)

- ・介護保険サービスの身体的な内容を除くサービスの提供

4 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、以下の業務を行うことができません。

- ア 医療行為
- イ 金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- エ 日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の手入れや水やり、ペットの世話、来客の応接、留守番、仏壇まわりや仏具の掃除など)
- オ 日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具や電気器具等の移動等、大掃除、部屋の模様替え、家屋の修理、自家用車の洗車や清掃など)

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスまたは日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス)を利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割又は2割、3割です。ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[訪問介護]

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

区分(身体介護)	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
30分未満	244	2,696円	269円	539円	808円
30分～1時間	387	4,276円	427円	855円	1,282円
1時間～1時間30分	567	6,265円	626円	1,253円	1,879円
1時間30分以上30分 増すごとに	82	906円	90円	181円	271円
区分(生活援助)	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
20分以上45分未満	179	1,977円	197円	395円	593円

45分以上	220	2,431円	243円	486円	729円
(複合型)身体1生活1	309	3,414円	341円	682円	1,024円

『加算 料金表』

加算	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
初回加算※1 (介護・訪問型とも)	200	2,210円	221円	442円	663円
緊急時訪問介護加算※2 (身体介護のみ)	100	1,105円	110円	221円	331円

※1 サービス提供の初月、入院などにより2か月以上の休止後の再開月に上記の加算がかかります。

※2 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合、上記の加算がかかります。

※ なお、R7年4月より、処遇改善加算 22.4%が上記金額に加算されます。

『介護予防 料金表』

区分 (日常生活支援総合事業 (訪問型独自サービス))	単位数	料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
介護予防Ⅰ (週1回程度ご利用の場合)	1,176	12,994円	1,299円	2,598円	3,898円
介護予防Ⅱ (週2回程度ご利用の場合)	2,349	25,956円	2,595円	5,191円	7,786円
介護予防Ⅲ (Ⅱを超えるご利用の場合)	3,727	41,183円	4,118円	8,236円	12,354円

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。(連絡先 電話 048-873-3677)なお、介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス)につきましては、キャンセル料はいただいておりません。

※介護給付(要介護1~5)の方

利用日の前日午後5時30分までにご連絡をいただいた場合	無 料
利用日の前日午後5時30分以降にご連絡をいただいた場合	介護保険5割相当分

(3) その他

① お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話および、外出介助に係る費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、15日前後に前月分の請求をいたしますので、その月末日までにお支払ください。お

支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行引き落としとなります。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込み下さい。当社職員がお伺いいたします。契約及び介護計画作成後に、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と、ご相談下さい。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がござります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

④ その他

お客様が、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で 同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ速やかに連絡いたします。

9 事故発生時の対応方法

訪問介護員等は、訪問介護(日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス))を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者への報告を行ないます。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

10 サービス内容に関する苦情の相談窓口

① コスモス訪問介護センター浦和
(担当) 管理者 **岡本 大地** 電話 048-873-3677

② 行政機関の相談窓口

さいたま市役所	介護保険課	電話 048-829-1264
さいたま市緑区	高齢介護課	電話 048-712-1178
さいたま市浦和区	高齢介護課	電話 048-829-6153
埼玉県国民健康保険団体連合会(苦情相談専用)		電話 048-824-2568

11 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、ホームヘルパー等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) ホームヘルパー等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

虐待防止責任者	管理者 岡本 大地
---------	------------------

12 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内
イ 繼続研修 年1回以上
- (2) 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

訪問介護(日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス))の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市緑区山崎 1-10-20
名 称 株式会社 鈴や商事
代表者 代表取締役 秋葉 勇夫 印

所在地 埼玉県さいたま市緑区山崎 1-10-20鈴やビル 301
事業所 コスモス訪問介護センター浦和

説明者 印

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問介護(日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス))についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

まずは、お電話等でお申込み下さい。当社職員がお伺いいたします。契約および介護計画作成後に、サービスの提供を開始します。